

## 東久留米市立公園条例の制定について

### 1. 概要

市では、公園が持つストック効果やポテンシャルを最大限活用するとともに、様々な地域課題、行政課題もパークマネジメントの中で併せて解決するといった視点から、令和5年2月に、これから約50年間を見据えた本市の都市公園づくりに向けた「今後の都市公園の取組み方針」を策定し、市内に約150か所設置している都市公園について、多面的な機能を最大限発揮できるよう令和5年度から6年度にかけ、東久留米市都市公園ストックマネジメント検討業務を進めてまいりました。令和7年3月に作成した都市公園ストックマネジメントあり方検討報告書では、ワークショップやヒアリングを通じていただいた市民意見も踏まえ、今後の都市公園の取組み方針について取りまとめ、基幹公園の整備やストック再編、また、民間資金・民間活力の導入等について検討を進める方針を示しました。

それに伴い、現行の「東久留米市都市公園条例」の廃止し、新たに「東久留米市立公園条例」を令和8年4月1日から制定することを考えております。

### 2. 背景・課題

厳しい財政状況のなかでも、市民ニーズの多様化や経年による公園施設等の劣化、また、気候変動等の影響を踏まえた、これから時代に即したまちなみの緑の在り方など、公園が市民のみなさまにとってより利用しやすく、また管理しやすくなるような事業手法や必要なプロセスを検討していくにあたっては、市民・行政・民間事業者が一体となった公民連携事業の推進が重要となってきます。

現行ある「東久留米市都市公園条例」では、主に東久留米市内にある都市公園の管理についての必要な事項等を定めていますが、指定管理者制度といった民間資金・民間活力の導入することができない仕組みとなっております。

併せて、平成29年の都市公園法改正では、都市公園に民間活力を導入するための手法である Park-PFI(公募設置管理制度)が制度化されましたが、一方、「東久留米市都市公園条例」は、民間事業者等が手数料等を徴収できる仕組みとなっておりません。

また、地方自治法第244条の2では、「公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない」と定められておるもの、一年単位の契約によって借受ける「子供の広場」など、一部の施設については、公の施設として条例に規定していない現状にあります。

今般、これらの課題に対応するために現行の「東久留米市都市公園条例」を廃止し、新たに「東久留米市立公園条例」を制定します。

### 3. 主な変更点

- 市立公園条例で指定管理者及び Park-PFI(公募設置管理制度)に関する規定を設け、民間資金・民間活力の導入ができる条例とする。
- 「東久留米市都市公園条例」、「東久留米市立児童遊園条例」、「子供の広場管理運営要綱」を廃止し、「東久留米市立公園条例」に一元化する。それに伴い、条例で定めていなかった「子供の広場」、「児童遊園」、「森の広場」、「樹林地」をその他の公園に位置付ける。
- 公園施設の建築面積について特例を設ける。

#### 市立公園条例における公の施設のイメージ



### 4. 今後のスケジュール

令和7年12月17日～令和8年1月13日 パブリックコメントの実施

令和8年2月上旬(予定) 令和7年度第3回環境審議会で条例案の報告

令和8年2月26日 令和8年第1回定例会で東久留米市立公園条例を提案

令和8年4月1日～施行